

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

1 はじめに

公益財団法人北海道サッカー協会は、2020年3月31日と4月20日にHKFA委員長会議を開催し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、6月14日までの事業の中止を決定しました。また、5月1日より新型コロナウイルス対策本部会議を開催し同月15、22、29の4回の会議を経て、様々な支援策を検討するとともに、道内の感染の状況を踏まえ、7月末まで予定していた事業の中止を決定し、安全を確保した中で8月以降の開催に向けたガイドラインの策定を決定しました。

このことは、5月4日に開催された政府の第33回新型コロナウイルス感染症対策本部による「改正基本的対処方針」の中で、各競技団体として、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言を踏まえたガイドラインを作成し、自主的な感染防止の取組を進める中で事業を開催することか示されたことに基づきます。

本ガイドラインは、以上のことを踏まえ、6月19日、26日、7月3日の対策本部会議に於いて、北海道内にて各種事業を実施するにあたっての基準や、開催時における感染拡大予防のための留意点について、関係機関から出された様々なガイドライン等を参考に北海道サッカー協会としてまとめたものです。皆様におかれましては、本ガイドラインを踏まえて、安全・安心を第一優先に、事業を行っていただきますようお願いいたします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインの内容については、今後の各関係機関のガイドラインの変更・修正にあわせて逐次見直すものであることに御留意をお願いいたします。

2 事業実施にあたっての基本的考え方について

事業の実施にあたっては、JFAのガイドラインはもとより、政府の改正基本的対処方針、厚生労働省や文部科学省、スポーツ庁の指針、北海道及び北海道教育委員会の通知や指針に基づく中で、当該事業が開催される市町村の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷った際には、道や開催地市町村のスポーツ主管課や衛生部局等への相談をお願いいたします。

ここでは、以下の資料を参考にしながら、活動再開の基準や基本的な感染対策を示します。安全・安心を最優先に判断した中で、多くの選手が公式戦に参加することができ、サッカーを楽しめる機会を持つことができますよう、関係の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【参考資料】

- 1) 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部『新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針～感染症に強い北海道の構築に向けて～』2020年5月29日
- 2) 公益財団法人日本スポーツ協会『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』2020年5月29日改訂版
- 3) 公益財団法人日本サッカー協会『JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(47都道府県サッカー協会/9地域サッカー協会向け) 第2版』2020年6月12日 及びチェックリスト
- 4) 文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』～「学校の新しい生活様式」～ (2020.6.16 Ver.2)
- 5) 文部科学省『学校再開に向けてQ&A、通知等』*道教委も同様通知
- 6) Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン6月12日版

3. 関係各機関の資料

(1) 警戒ステージを参考

新型コロナウイルス感染状況について、北海道では右図のように3段階のステージ設定がなされています。「ステージ1」の段階においては、適切な感染防止対策を講じた上で、サッカーに関わる各種事業を実施することが可能になりますが、「ステージ2」「ステージ3」の段階となった場合、より慎重な実施や各種事業の自粛検討が必要となります。

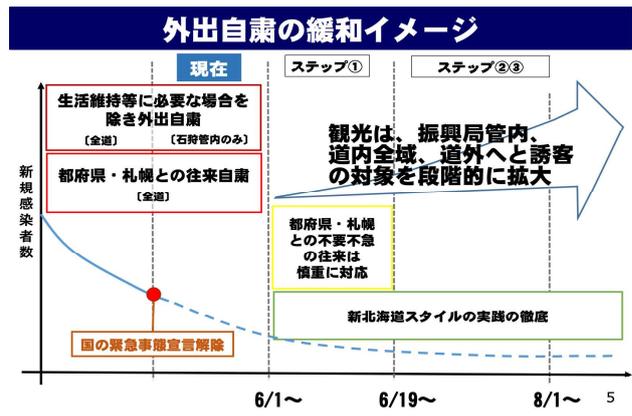
まん延の防止（警戒ステージの設定）		
ステージ	対応内容	目安
1	北海道スタイルの実践 【呼びかけ】 ※振興局 北海道スタイルの徹底 等	振興局管内で新規感染者 (リンクなし)の発生 1日2例以上
2	【アラート(注意喚起)】 ※知事 外出の抑制 (例) ①休日の外出の抑制 ②地域の往來の抑制 ③高リスク施設への外出の抑制 等	アラート指標
3	【要請】 ※知事 外出の自粛 ※施設の使用制限、 イベント等の開催制限の要請も検討	国による 緊急事態宣言発令

(2) 外出自粛の緩和イメージ

事業に伴う長移動距離の移動や、バスによる移動、さらに宿泊については、今後の観光事業や学校の旅行的行事の情勢等を踏まえて、慎重に判断します。

6月以降の段階的緩和（外出の自粛等）					
項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
外出の自粛等	施設の利用	6/1~6/18	6/19~7/9	7/10~7/31	8/1~
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等	慎重に 対応	「北海道スタイル」の 実践による 感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	他都府県との不要不急の往來				
札幌との不要不急の往來					

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討



(3) イベント等の開催制限の緩和イメージ

屋外イベントに関しては、8月1日以降、十分な間隔をとることを条件として、5000人規模以上のイベントも開催可能との見解が示されています。

6月以降の段階的緩和（施設の使用制限等）					
項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
施設の使用制限等	業種別のガイドラインが策定済の施設	6/1~6/18	6/19~7/9	7/10~7/31	8/1~
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等	慎重に 対応	全ての施設の休業要請について、6月1日午前0時から解除 「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 (業種別ガイドラインの徹底 等)		

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討

6月以降の段階的緩和（イベント等の開催制限）					
項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
イベント等の開催制限	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	全て 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討

(4) 日本サッカー協会の活動再開の規準 (6月12日参考)

(政府専門会議発表規準5月14日)

感染状況に基づく都道府県の3区分

名称	緊急事態宣言の対象地域	解除地域	
	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
判断基準	累積数、経路不明の割合、増加の勢いなどに加え、直近1週間の感染者数も	新規感染者数などが「特定警戒」の半分程度	感染者数が「感染拡大注意」の水準に達しない
対応の基本	接触の8割減	新しい生活様式を徹底、必要に応じ自粛を要請	新しい生活様式を徹底
外出	法に基づき外出自粛を要請	不要不急の他県への移動は避ける	他区分の県への不要不急の移動は避ける
仕事	出勤者数を7割減	在宅勤務、時差出勤などを推進	必要に応じ、在宅勤務や時差出勤を進める
イベント	クラスター発生への恐れがあるものや、3密の集まりは法に基づき自粛を要請	クラスター、3密となるものは自粛要請、そのほかは予防指針を踏まえた対応	参加者は100人以下、かつ定員の50%以下が開催の目安

活動レベル	状態		活動の範囲	
	自 都道府県	他 都道府県	チーム活動:	FA事業:
活動レベル1	「特定警戒」	○	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛
活動レベル2	「感染拡大注意」	○	段階的再開 ^{※1} (移動は都道府県内のみ)	段階的再開 ^{※2} (比較的小規模な事業、都道府県内のみ)
活動レベル3	「感染観察」	政府の3区分が混在	原則 再開 (移動は「感染観察」もしくは3区分に該当しないエリアに限定)	原則 再開 (同一地域に「特定警戒」「感染拡大注意」の都道府県が無い場合、地域内活動再開)
活動レベル4	「感染観察」	各都道府県が「感染観察」	原則 再開	原則 再開 (全国、一部制限あり ^{※2})
活動レベル5	全都道府県が「感染観察」に該当しない	全都道府県が「感染観察」に該当しない	完全再開	完全再開(全国)

※1 チーム活動における段階的再開とは、例えば、感染状況や施設における予防策の徹底具合、適切な距離を保つための人数等に応じて、チームを複数のグループに分けてグループ単位での限定的な活動から再開し、徐々にそのユニットを拡大していくようなことを想定
 ※2 FA事業における「段階的再開」や「一部制限あり」とは、政府の指標等に基づき参加人数を制限してイベントを実施するようなケースを想定

①各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方

活動レベル1：当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域

複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。政府や自治体の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密を避けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないように徹底しましょう。

活動レベル2：当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

少人数のものも含め、政府・都道府県知事からの自粛要請に基づき適切な対応が求められます。特に参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模※な事業について、十分な感染対策を講じた上で都道府県 FA 主催事業の実施が可能となります。尚、観客や聴衆が想定される事業については原則無聴衆・無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

※「比較的小人数」とは、例えば、対象となる活動・イベントに参加する人数が「最大でも 50 人程度」と想定されます。

活動レベル3：当該都道府県が感染観察であり、他地域で政府の3区分が混在

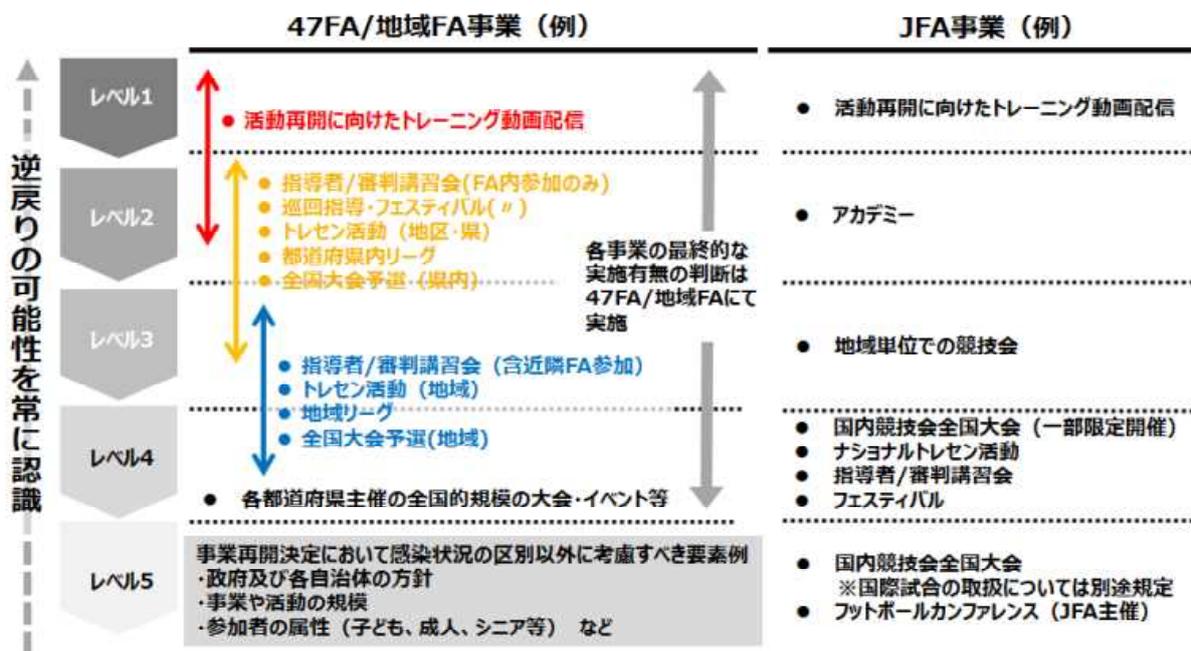
大規模な事業・活動の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討してください。参加者数は、屋外についての目安は、上限 200 名以下、かつ人と人の距離を十分に確保（2m ほど）することが必要です。また、屋内については、参加者数は 100 名以下、かつ定員の50%以下が開催の目安となります。同一地域内の都道府県が全て「感染観察」で、且つ事業主体 FA の自治体首長によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で地域 FA 主催事業の開催が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル4：全ての都道府県が感染観察の対象地域

各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で JFA 主催全国大会開催が可能（一部制限を含む可能性あり）となります。参加チームは移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル5：全ての都道府県で感染観察状態が解消

事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で全国的規模の JFA 主催事業の完全実施が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。



(5) スポーツ庁の参考資料

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

資料6-1

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第36回)資料より抜粋

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

(6) 感染予防対策の基本的要件

* 公益財団法人日本スポーツ協会『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』(令和2年5月29日)より引用

- 1, 三つの密(密閉、密集、密接)(※)の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- 2, 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- 3, その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

※ これまで集団感染が確認された場に共通する「1. 換気の悪い密閉空間、2. 人が密集している、3. 近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

4 各種事業開催・実施時の感染防止策について

以下は、事業の開催・実施時の感染防止策について、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が当協会事業に安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、事業を開催・実施する主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、事業の主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各事業の特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。

各事項については、チェックリスト化し、適切な場所(事業の受付場所等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、事業の主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。他にも、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

(1) 事前の対応

事業主体のF Aは、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして、事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいてはF A及び参加チームは、それぞれ感染対策担当者を設置し、イベント等の事前、当日、事後に相互に連絡を取り合える環境を構築してください。

感染対策担当者が中心となって、すべての大会関係者が協力して、チーム関係者のみならず、応援も含めた会場にいる方すべてに対しての安全への配慮(呼びかけ、注意、啓発)を行ってください。

参加者への連絡事項

事業主体F Aが事業への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。F Aの感染対策担当者は、適切な手段により参加者やチームの感染対策担当者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベ

ントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いいたします。

ア、以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）

- ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

イ、イベント等参加者全員のマスク着用

ウ、事業主体F Aが示す注意事項の遵守

エ、スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

オ、イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

（2）会場における感染防止対策

事業主体F Aは、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

① 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- ・各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ・全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ・ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- ・飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合は、ドブ漬けを使用したドリンクの販売は行わない。また、アルコール類の販売も当面は行わない。
- ・座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- ・喫煙所は設けない。

② 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- ・手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ・アルコール消毒液を設置する。

③ トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のF Aは、以下の対応を行ってください。

- ・便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

④更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体F Aは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- ・広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- ・室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- ・換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- ・利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

⑤参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体F Aは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

ア、十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

イ、位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

ウ、その他

- ・運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ・タオルの共用はしないこと。
- ・飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取分けや回し飲みはしないこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

⑥メディア対応における注意事項

ア、イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。

イ、イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。

ウ、代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声掛けをしてください。

また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。

- ・健康チェックシート※を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。
- ・競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※ 健康チェックシートへの記載事項

ア、氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※ 個人情報の取扱いに十分注意）

イ、イベント当日の体温

ウ、競技会前2週間における以下の事項の有無

- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
- ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・臭覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

⑦ ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

⑧ 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」を参照するとともに、政府が示す「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

1 マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

2 エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

3 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

⑨その他

これら①～⑧を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のF A及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

また、特に夏場においては、各諸室の窓、ドアの開放、参加者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まります。こまめな水分補給を心掛けましょう。

(3) 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間(少なくとも4週間)を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

チームの感染対策担当者が、選手からPCR検査で陽性との報告を受けた場合には、相手チーム及び、事業主体の感染対策責任者に至急連絡するとともに、所轄の保健所の指示に従って対応してください。その際、個人情報取り扱いに十分に配慮するとともに、感染者がいじめやハラスメントの対象にならないよう十分な配慮が必要です。

また、事業主体の感染対策責任者は、速やかに北海道サッカー協会事務局への報告を行ってください。

(4) 種別ごとに配慮すべき事項

発達段階に応じて配慮すべきことが異なる事項があります。別途Q & Aなど資料で確認ください。